

定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集をするのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して議長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

■ 本会議付議等件数一覧 ※陳情件数は、付託された数ではなく、委員会での結論が本会議で報告された数です。

	市長提出案件						議員提出案件				その他の案件			合計	陳情 報告 ※
	条例	予算	決算	計画	契約	その他	条例	決議	意見書	その他	選挙	請願	その他		
令和2年度	49	53	24	3	22	83	2	10	2	10	62	18	338	23	
令和3年度	45	47	24	0	14	92	5	9	3	10	13	21	283	23	
令和4年度	43	55	24	4	15	76	2	5	0	10	10	17	261	22	

委員会

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。議員は原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。常任委員会は、市会閉会中(会期以外の期間)にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派(所属議員5人以上)の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件(市会の議決によって定められた市政の特定の問題)について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

基本計画特別委員会

令和4年第4回市会定例会において、「横浜市中期計画2022～2025」を審査するため、議員全員から成る基本計画特別委員会を設置しました。この議案は、同委員会でも審査されたのち、本会議において議決されました。

「横浜市中期計画2022～2025」には、2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」が描かれ、その実現に向けた基本戦略として、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」が掲げられています。その上で、今後10年程度の9つの戦略と4年間に重点的に取り組む38の政策及び行財政運営、大都市制度やDXの取り組みなどがとりまとめられています。



会議の流れ

会議の流れ

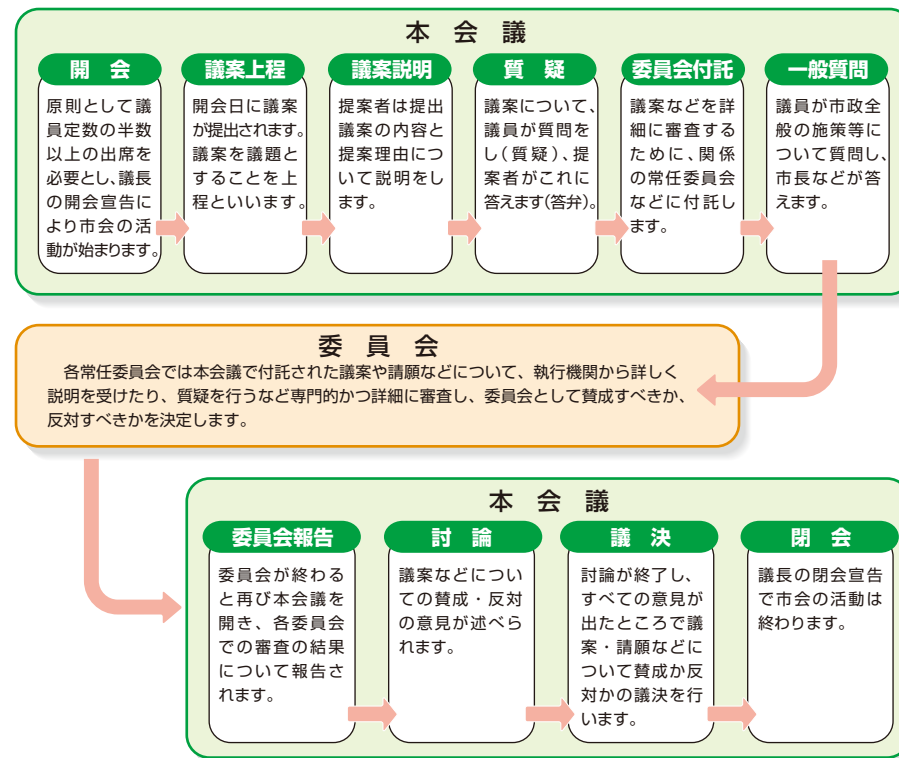
当初予算を審議する第1回定例会を除く通常の定例会の流れは、下の図のようになっています。



その他の会議

市会には、本会議と各委員会のほかにも、必要により開かれる会議があります。その一つに全員協議会があります。

全員協議会は、市政上の重要な問題について検討するために議員全員が集まって開かれる会議です。議案などの審議・審査は行わず、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べたりします。



●常任委員会一覧 (令和5年5月17日現在)

委員会名	政策・総務・財政委員会	国際・経済・港湾委員会	市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会	こども青少年教育委員会
所管事項	重要政策の立案調整、市政運営の基本方針、男女共同参画、基地対策、横浜市立大学、行政改革、危機管理、財務、デジタル化の推進などの仕事について審査します。	国際政策、企業の誘致、中小企業の経営支援、雇用就業対策、消費生活、港湾施設の整備、港の振興などの仕事について審査します。	情報公開、人権施策、市民協働、区政支援、広聴、にぎわい創出、観光MICE振興、スポーツ振興、文化振興、火災予防、防犯対策、救急、消防などの仕事について審査します。	青少年育成、保育所整備、児童福祉、学校教育、生涯学習などの仕事について審査します。
定数	11	11	11	11
委員長	横山勇太郎(自)	藤代 哲夫(自)	坂井 太(維)	山浦 英太(立)
副委員長	斉藤 伸一(公)	伏見 幸枝(自)	鴨志田啓介(自)	長谷川琢磨(自)
副委員長	麓 理恵(立)	藤崎浩太郎(立)	木内 秀一(公)	安西 英俊(公)
委員	青木 亮祐(自)	おさかべさやか(自)	黒川 勝(自)	清水 富雄(自)
	伊波俊之助(自)	斉藤 達也(自)	小松 範昭(自)	増永 純女(自)
	酒井 誠(自)	田野井一雄(自)	瀬之間康浩(自)	山田 一誠(自)
	横山 正人(自)	市来栄美子(公)	尾崎 太(公)	久保 和弘(公)
	高橋 正治(公)	仁田 昌寿(公)	大山しろうじ(立)	かざまあさみ(立)
	大岩真善和(立)	谷田部孝一(立)	田中 ゆき(立)	伊藤くみこ(維)
	柏原すぐる(維)	いそべ尚哉(維)	深作 祐衣(民)	みわ智恵美(共)
	古谷 靖彦(共)	二井くみよ(民)	太田 正孝(太)	井上さくら(井)

健康福祉・医療委員会	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	建築・都市整備・道路委員会	水道・交通委員会
地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉、健康増進、疾病予防、食品衛生、感染症対策、医療政策、地域医療、市立病院の経営などの仕事について審査します。	地球温暖化対策、環境影響評価、農業振興、公園・下水道の整備、ごみの減量化・資源化などの仕事について審査します。	都市計画の策定、住宅政策の調整、建築物の確認、開発の許可、総合交通計画、駐車場対策、市街地開発事業、道路や橋りょうの整備、河川の整備、交通安全対策、放置自転車対策などの仕事について審査します。	水源の確保、水質対策、配水施設の管理、水道施設の整備、市営バス路線の整備・運行管理、市営地下鉄の建設・運行管理などの仕事について審査します。
11	10	11	10
竹内 康洋(公)	磯部 圭太(自)	高橋のりみ(自)	荻原 隆宏(立)
福地 茂(自)	東 みちよ(自)	川口 広(自)	大桑 正貴(自)
中山 大輔(立)	宇佐美さやか(共)	くしだ久子(維)	遊佐 大輔(自)
佐藤 茂(自)	梶村 充(自)	渋谷 健(自)	佐藤 祐文(自)
鈴木 太郎(自)	白井 亮次(自)	松本 研(自)	関 勝則(自)
渡邊 忠則(自)	竹野内 猛(公)	山下 正人(自)	福島 直子(公)
中島 光徳(公)	越久田記子(立)	行田 朝仁(公)	望月 康弘(公)
長谷川えつこ(立)	森ひろたか(立)	武田 勝久(公)	高田 修平(立)
関 嵩史(維)	田中 紳一(維)	花上喜代志(立)	山田桂一郎(維)
大和田あきお(共)	輿石かつ子(無)	白井 正子(共)	大野トモイ(ト)
こがゆ康弘(民)		坂本 勝司(民)	

●特別委員会一覧 (令和5年5月17日現在)

委員会名	大都市行財政制度特別委員会	基地対策特別委員会	減災対策推進特別委員会	新たな都市活力推進特別委員会
付議事件	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	減災及び防災対策の推進に関すること。	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。
定数	12	12	13	12
委員長	伊波俊之助(自)	青木 亮祐(自)	竹野内 猛(公)	田中 紳一(維)
副委員長	仁田 昌寿(公)	渡邊 忠則(自)	山下 正人(自)	齊藤 達也(自)
副委員長	森ひろたか(立)	山田桂一郎(維)	田中 ゆき(立)	行田 朝仁(公)
委員	東 みちよ(自)	遊佐 大輔(自)	佐藤 祐文(自)	川口 広(自)
	大桑 正貴(自)	横山 正人(自)	白井 亮次(自)	清水 富雄(自)
	梶村 充(自)	横山勇太郎(自)	伏見 幸枝(自)	瀬之間康浩(自)
	高橋のりみ(自)	竹内 康洋(公)	藤代 哲夫(自)	福地 茂(自)
	望月 康弘(公)	福島 直子(公)	齊藤 伸一(公)	市来栄美子(公)
	藤崎浩太郎(立)	荻原 隆宏(立)	武田 勝久(公)	中山 大輔(立)
	柏原すぐる(維)	高田 修平(立)	谷田部孝一(立)	山浦 英太(立)
	古谷 靖彦(共)	宇佐美さやか(共)	伊藤くみこ(維)	関 嵩史(維)
	井上さくら(井)	こがゆ康弘(民)	大和田あきお(共)	大野トモイ(ト)
			二井くみよ(民)	

●市会運営委員会 (令和5年5月17日現在)

委員会名	健康づくり・スポーツ推進特別委員会	郊外部再生・活性化特別委員会	デジタル化推進特別委員会	委員会名	市会運営委員会
協議事項	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。	行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。	協議事項	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長との諮問に関する事項。
定数	12	12	13	定数	16
委員長	小松 範昭(自)	山田 一誠(自)	大岩真善和(立)	委員長	大桑 正貴(自)
副委員長	酒井 誠(自)	渋谷 健(自)	黒川 勝(自)	副委員長	望月 康弘(公)
副委員長	中島 光徳(公)	長谷川えつこ(立)	関 勝則(自)	副委員長	荻原 隆宏(立)
委員	田野井一雄(自)	磯部 圭太(自)	おさかべさやか(自)	委員	青木 亮祐(自)
	増永 純女(自)	佐藤 茂(自)	鴨志田啓介(自)		黒川 勝(自)
	松本 研(自)	長谷川琢磨(自)	鈴木 太郎(自)		高橋のりみ(自)
	尾崎 太(公)	安西 英俊(公)	久保 和弘(公)		伏見 幸枝(自)
	大山しよじ(立)	木内 秀一(公)	高橋 正治(公)		山田 一誠(自)
	花上喜代志(立)	越久田記子(立)	かざまあさみ(立)		横山勇太郎(自)
	くしだ久子(維)	いそべ尚哉(維)	麓 理恵(立)		木内 秀一(公)
	太田 正孝(太)	みわ智恵美(共)	坂井 太(維)		竹野内 猛(公)
	輿石かつ子(無)	坂本 勝司(民)	白井 正子(共)		田中 ゆき(立)
			深作 祐衣(民)		藤崎浩太郎(立)
					田中 紳一(維)
					山田桂一郎(維)
			みわ智恵美(共)		

// 会議の原則

民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、地方議会にはいろいろな会議原則があります。

定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときには、一定以上の議員が出席していなければなりません。この最小限必要な出席議員数を定足数といいます。定足数は、原則として議員定数の半数以上となっています。

過半数の原則

議事は、特別な場合を除き出席議員の過半数で決めます。議長には議決に加わる権利はありませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

会議公開の原則

本会議は、原則として公開することになっています。公開とは、議員以外の方が会議を傍聴する自由や、新聞・テレビなどの報道機関が会議の状況について報道する自由を認めるとともに、会議録を公開することです。

ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることができます。

会期不継続の原則

議会は会期ごとに独立の存在として活動するもので、会期中に議決に至らなかった案件は、会期終了とともに消滅し、後の会期に引き継がれないのが原則です。これを「会期不継続の原則」といいます。

ただし、例外として、本会議の議決によって、特定の案件を継続審査とした場合は、市会閉会中も委員会でその案件を審査したり、調査することができ、次の会期で改めて提案し直すことなく議決することができます。

一事不再議の原則

本会議で一度議決された議案などは、原則として同じ会期中に再び提出することはできないとされており、一つの案件が会期中に二度審議されることはありません。